

試合規定

1 会場

運営役員により確保されたグラウンドを利用する。

※基本的に雨天時使用可能な国営木曽三川公園グラウンド（海津市）を利用する。

2 出場資格

登録選手

背番号・氏名・年齢を登録申請する。（追加登録については随時可能とする。）

年度内における、他チームへの登録変更は認めないものとする。

・カテゴリー【オープン】

18歳以上の男性

（各参加チームの判断、責任において、18歳未満（※15歳以上）も例外的に可とする。）

・カテゴリー【シニア】※前年度順位を基準とし、1部、2部編成とする。

35歳以上の男性

（35歳未満でも1チーム同時2名まで出場可とし、出場時には腕章を着用すること。）

（シニアに関しては、親子での出場を可能とするため高校生であっても35歳未満枠での出場も可とする。）

※オープン、シニアの区分けについては、年齢構成ではなく希望により行う。

●予備登録選手

※人数不足時の救済的措置

チームとして一致団結して試合に挑むことを基本としますので、不必要な助っ人参加は不可です。

① 連盟内他チームの登録選手でなければ、予備登録選手として『氏名・年齢』を登録すれば出場を許可するものとするが、他チームとの重複登録を防ぐため年度内は登録を継続させること。

② 他カテゴリー【オープン】【シニア1部】【シニア2部】の登録選手であっても、所属チームの代表の許可を得ることを条件として、予備登録選手として登録出来るものとする。

但し、【オープン】については年齢を問わないが、【シニア】については35歳以上のみを予備登録可とする。

予備登録選手は、登録選手規定を準用し、年度内における複数チームへの予備登録は不可とする。

(所謂、助っ人については、容認とするが、記録上必要であるため必ず予備登録すること。)

(助っ人は最少人数までとし、登録選手が11人出場可能な場合にあっては、助っ人の出場は認めないものとするが予備登録の GK のみ例外として登録選手が11人いる場合であっても出場可とする。)

(予備登録選手の背番号は、登録選手の背番号と重複しないユニフォームを着用させること。)

※※ 登録選手外の試合出場が発覚した場合には、没収試合(0-3)とする。 ※※
但し、試合結果にそれ以上の差があった場合には、その結果を採用する。

3 試合

概ね月1回(第2日曜日、予備第3日曜日)にリーグ戦方式で開催する。

不定期に招待チームを含めたカップ戦を開催する。

- ・試合時間(グラウンドの確保時間により短縮する場合有)

オープンチーム同士

30分ハーフ(ハーフタイム10分)

シニアチーム同士

25分ハーフ(ハーフタイム10分)

- ・選手交代

人数無制限・一度交替した選手の再出場も認めるものとする。

- ・服装

チーム全員(GK除く)が同一のユニフォームを着用(重複しない背番号付きのもの。)

同系色ではない2種類(ホーム&アウェイ)のユニフォームを用意する。

※ユニフォームが1種類のみของทีมについては、同系色でないビブスをユニフォームの上に着用し試合を行うものとし、記録上必要であるため、得点、退場、警告時に審判に登録選手番号がわかるように示すこと。

※GKについてはユニフォームの着回しを可とする。

すねあての着用

加害防止の観点から、眼鏡・装飾リング、ネックレス、ピアス等アクセサリーの着用は不可。

- ・審判

主審・副審は、各チームに割り振る(審判服又はそれに準ずる服装で行う)

審判資格の有無は問わないものとするが、主審、副審ともに裁ける人物に担当させる。

審判は、審判および相手チームに対する暴言はもちろんのこと、同チーム間で

の暴言および試合を険悪にするような言動については、厳しく罰するものとし、躊躇無く退場・警告処分とすることとする。

退場・警告（累積3回）で次試合の出場を停止とする。

審判担当チームは、試合結果を所定の方法により運営役員に報告する。

- ・最小人数

7名以上（GK 1名必須）で試合成立とする。

- ・勝ち点

リーグ戦の勝ち点については、勝ち・3点、引き分け・1点、負け・0点とする。

- ・シニアルール（シニアチームとの対戦時のみ適用）

スライディングタックルの禁止（人の介在しない状況でのスライディングは可）

- ・試合球

リーグが指定する試合球を、試合開始前に各チーム3球ずつ用意すること。

- ・各チームで準備するもの

グラウンド設営のため、各チームにおいて、マーカーコーン（100枚程度）、メジャーを用意する。

4 その他

リーグ規定に定めるとおり、必ず各加入チームの責任においてスポーツ保険に加入するものとし、試合中に発生した事故（人身、物損問わず）については、リーグは一切の責任を負わないものとする。

また著しく故意により発生した事故以外に関しては、個人に対する賠償請求等を行うことは一切認めないものとする。

平成29年2月3日改定